

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五、六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

岩瀬孝一君の乱発を許さず、 デタラメ処分を撤回せよ！

全ての怒りを 八月ストリー実力反撃へ

八月二五日、当局は千葉運転区支部組合員、岩瀬孝一君に対する懲戒処分を強行した。しかも、処分の不当性に加え、処分事由を読みあげて「通告した」とする暴挙を行った。われわれは、協約をも無視した処分の乱発を断じて許さず闘いぬくものである。

「処分事由書」を読みあげて「通告した」とする現場当局

当局は八月十七日、千葉運転区支部組合員、岩瀬孝一君に対し、減給一カ月10分の1の不当処分攻撃をかけてきた。

これは、千葉駅で夏季ジュースの販売をしていた、デッチ上げ津田沼支部、革マル・嶋田誠が勤務中の岩瀬孝一君と口論があったことをもって「業務妨害」をデッチ上げ、当局に処分を要請したことを受けた許しがたい処分である。

千葉運転区の現場当局は、八月十七日に処分通知書を手渡そうとしたが、岩瀬君が処分の不当性を弾劾し、通知書の受けとりを拒否したことは当然である。

ところが、千葉運転区当局は処分事由を一方的に読みあげ、「通告した」とし、二五日、発令を強行した。

協約、従来の取り扱いを
無視した攻撃

これまで当局は、処分通知書を本人に手渡し、受領書を受けとってきた。

本人が受けとりを拒否した場合は、「内容証明」つきで自宅に郵送したのである。

そして、「懲戒の基準に関する協約」の第六条では「懲戒されるべき事由及び処分の程度を文書をもって通知しなければならぬ」としている。

岩瀬孝一君の決意

動労革マル、当局一体となった減給1カ月10分の1の処分に対して私は怒り心頭にはっし、彼等を許さないという気持で一杯です。これからは、動労革マルを国鉄から一掃するまで全力で闘う覚悟です。

にもかかわらず、当局は処分事由書を読みあげて「通告した」としているのだ。このデタラメな処分に対し動労千葉は、直ちに「申第30号」を発し、団体交渉を申し入れたが、当局はこれをも無視し、居直っているのである。

処分の乱発を許さず、
撤回をかちとろう

今回の岩瀬君への処分は、協約や従来の取扱いを無視した処分攻撃の一大エスカレートであり断じて許すことはできない。

われわれは、岩瀬君への処分を突破口に処分の乱発を狙う当局の攻撃を見すえ処分の撤回と、当局の不当性を追及していかねばならない。

訂正とおわび

9月19日付『日刊』（二〇四三号）記載のワッペン処分者数一覧表（運転関係）の中で、「津田沼・国労6名」となっていますが、正しくは「16名」の誤りでした。おわびして訂正いたします。